4　第四十四条及び第七十条第三項から第五項までの規定による投票について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

前条第八項	投票人名簿登録証明書	選挙人名簿登録証明書
前条第十四項	投票送信用紙等受渡簿、第七項の規定により提出を受けた投票人名簿登録証明書	投票送信用紙等受渡簿
前条第十五項	投票人名簿登録証明書を	選挙人名簿登録証明書を
	投票人名簿登録証明書	選挙人名簿登録証明書
第四十四条	市町村の選挙管理委員会	船長
	投票所において投票人が投票の記載をする場所	法第六十一条第七項に規定する不在者投票管理者の管理する場所
	投票用紙	投票送信用紙
第七十条第三項	前二項	第八十三条第三項において準用する第八十二条第七項から第九項まで
第七十条第四項	第一項又は第二項	第八十三条第三項において準用する第八十二条第七項から第九項まで
	投票用紙	投票送信用紙の投票記載部分
	これを投票用封筒に入れて封をし、その封筒の表面	投票送信用紙の必要事項記載部分
	投票人の氏名	投票人の氏名、住所、選挙人名簿登録証明書の交付年月日及び船員手帳の番号（当該船員が自衛隊員である場合にあっては、その氏名、住所及び選挙人名簿登録証明書の交付年月日並びに自衛隊員である旨）
	提出させなければ	第八十三条第三項において準用する第八十二条第二項に規定するファクシミリ装置を用いて送信させ、更に当該投票送信用紙の投票記載部分と必要事項記載部分とを切り離し、当該投票記載部分を投票送信用紙用封筒に入れて封をし、当該必要事項記載部分を当該投票送信用紙用封筒の表面には り付け、これを提出させなければ
第七十条第五項	投票用紙	投票送信用紙の投票記載部分
	投票用封筒の表面に記載させて、これを提出させなければ	ファクシミリ装置を用いて送信を行う前に投票送信用紙の必要事項記載部分に記載させなければ

（南極投票人証）

第八十四条　南極地域調査組織に属する投票人（南極地域調査組織に同行する投票人で当該南極地域調査組織の長の管理の下に南極地域における活動を行うものを含む。）は、投票人名簿登録証明書の交付を受けている場合を除き、その登録されている投票人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対して、当該投票人が当該市町村の投票人名簿に登録されている旨を証する書面（以下この条及び次条において「南極投票人証」という。）の交付を申請することができる。

2　市町村の選挙管理委員会の委員長は、前項の規定による申請があった場合には、当該申請をした投票人に対して南極投票人証を交付しなければならない。

3　前二項に規定するもののほか、南極投票人証の有効期間その他南極投票人証に関し必要な事項は、総務省令で定める。

（南極調査員の不在者投票の特例）

第八十五条　南極調査員（前条第一項に規定する投票人をいう。以下この条、次条及び第百四十四条第一項において同じ。）で、南極投票人証又は投票人名簿登録証明書の交付を受けているものは、南極地域において南極地域調査組織に関する業務又は活動を行うため出国しようとする場合においては、当該南極地域調査組織の長（当該南極地域調査組織の長が第六十九条第八項の規定に該当する場合又は事故があり、若しくは欠けた場合においては、当該南極地域調査組織の長の職務を代理すべき者）で同条第七項に規定する不在者投票管理者であるもの（以下この条及び次条において単に「南極地域調査組織の長」という。）に対し、南極投票人証（当該南極調査員が投票人名簿登録証明書。以下この条において同じ。）を添えて、国民投票の期日前十四日に当たる日から国民投票の期日の前日までの間が当該南極地域調査組織が法第六十一条第八項各号に掲げる施設又は船舶においてその業務又は活動を行う期間（以下この条及び次条において「南極調査期間」という。）中にかかる場合において当該施設又は船舶内で同項の規定による投票をしようとする旨の申出をすることができる。

2　前項の申出を受けた南極地域調査組織の長は、当該南極調査員が南極地域において当該南極地域調査組織に関する業務又は活動を行うため出国しようとする者であると認める場合においては、自ら又はその代理人によって、法第六十一条第八項に規定する総務省令で指定する市町村（以下この条及び次条において「南極投票指定市町村」という。）の選挙管理委員会の委員長に対し、郵便等によることなく、同項各号に掲げる施設及び船舶の名称並びに当該施設及び船舶内に設置された同項の送信に用いるファクシミリ装置を識別するための番号を記載した文書で、当該南極調査員の南極投票人証を提示して、同項の規定による投票に用いるべき投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の交付を請求しなければならない。

3　第八十二条第三項から第九項まで及び第十一項から第十六項までの規定は、法第六十一条第八項の規定による投票について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第八十二条第三項	前項	第八十五条第二項
第八十二条第四項	指定市町村	南極投票指定市町村
	第二項	第八十五条第二項
	船員	南極調査員
	船長	南極地域調査組織の長
	指定船舶の航海予定期間	南極地域調査組織の南極調査期間
	投票人名簿登録証明書	南極投票人証